

# KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン(新聞)

広報54号

編集責任者：NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 相川 裕  
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階  
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話090-4937-4904 定価30円  
ホームページ：<http://www.npo-snet.com> eメール：[info@npo-snet.com](mailto:info@npo-snet.com)



## NPO法人

# 湘南ふくしネットワークオンブズマン コア研修のご報告

特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマン（以下、Sネットと記す）では、10月7日（日）に茅ヶ崎市総合体育館において、正会員を対象に、オンブズマン活動利用契約法人（社福 翔の会）の職員もお誘いし、権利擁護についての研修会を開催いたしました。

Sネットは、現在、オンブズマン活動、法人による成年後見人等の受任、茅ヶ崎市からの委託事業「成年後見支援センター」、「エンパワサロン（当事者サロン）」の開催、24時間対応電話相談などを行っており、月1回の定例「権利擁護会議」を開き、それぞれの事業の報告と事例検討などを行って情報を共有し、忌憚のない意見交換で、お互いに点検し合い確認を行っています。

この度の研修会は、そうした私たちの活動の根幹である「権利」についての認識や「権利をまもる」意識の統一とレベルアップを図るものでした。

そこで、当法人の理事で、その前身である「湘南ふくしネットワーク」の「オンブズマン組織」を立ち上げた一人でもある大石剛一郎さんに、「権利」についてお話しいただきました。

また、支援の対象となる方々への理解が深まるように、当法人の理事をしていただいている児童精神科医で新泉こころのクリニック院長 朝倉 新さんに「精神・発達障害について支援者が知っておくべきこと」をテーマに、お話しいただきました。

続いて、「どこが境目？利用者の“ニーズ”と“わがまま”」をテーマに、理事長 相川裕さんを司会にディスカッションを行いました。

また、元理事長で東洋大学教授高山直樹さんから、津久井やまゆり園の意思決定支援検討会議の意思決定支援専門アドバイザーの立場から、意思決定支援についての提案がありました。

☞当日の研修内容の概要をレポートいたします。（江崎）



## 1 時限目

講義「**障がいのある人の権利について**」講師：弁護士 大石 剛一郎さん

憲法の三大原則は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」で、基本的人権の規定よりも前に第9条平和主義がある。戦争状態の「命のやり取り」の下では、人権保障など問題にならない。

自己決定とそれに基づいて行動する権利、支援を受ける権利は憲法で保障されている。また、ニーズに従って障害者基本法、総合支援法など続々と制度がつくられている。

障害のある人は、社会から排除されやすいので、「誰とどこで暮らすか」の自由は非常に重要である。障害者権利条約でははっきり謳っている。日本では、本人の意思に関係なく居住の場所が決められる現状があるが、同条約は批准された。(当事者運動が弱いのか)「条約違反では？」という裁判も目立たない。「教育を受ける権利：どの育ちを保障するのか(統合教育か特別の配慮か、その選択か)その人の人生を考えると哲学的。」「働く権利：社会の中で一つの役割を果たしているのだという肯定的自覚が持てる。」「幸福追求権：自分がしたい事をする権利(愚行権も含む)が保障される。」。自分の好みや思考で行動できることを権利として保障すること。意思表示をキャッチされにくい人は、周りが決めてしまうことが多く、本人の本当に心地よい行動や環境がなかなか実現されない。障害のある人にこれらの権利を保障していくことが大事。

次に、2つの事例「痛覚刺激で安定するAさんのグループホームでの支援が虐待認定され、痛覚刺激を無くしたところ、不安定になり他害を起し、契約解除を求められた。出ていかなければならないか。」「家庭で暴れ、入所施設に入所後服薬で落ち着き、叔母の申し立てで後見人が付き、本人の希望で地域のグループホームで暮らすようになった。母親が面会を希望するも本人が会いたくないと言っているので後見人は面会させていないが、それで良いか。」を提示され、参加者で意見を出し合いました。

最後にオンブズマンは、本人の意思を代弁する立場に立つと、本人の意向ではなく入所施設にいる利用者が「施設を出たい」と希望した時、実現困難であっても、本人の想いの実現に向けてベストを尽くすべきとまとめられ、参加者も賛同したのでした。



## 2 時限目

講義「**精神・発達障害について支援者が知っておくべきこと**」講師：医師 朝倉 新さん

マラソンランナーで「今朝も走って来た」と言われる朝倉先生は、最初にマラソン風景の写真を示し、ランナーが主役の「当事者」であるとするなら、「支援者」は沿道で応援している人たちである。ランナーも先頭争いしてタイムを競っている人ばかりではなく、中には仮装することや、途中まででいいやと思って走っている人もいる。応援の人達は、仮装の人達に速く走れとは言わないし、途中でリタイヤする人を無理やりゴールまで走らせることはしないなど、当事者と支援者の関係を説明され、医者は、当事者の立場で介入することは難しいが、能力を発揮しやすい環境調整を提案することや、うまく生活できるように薬を提供するので写真のコーチの位置になる。



医療の世界では、最近診断基準が改定され、「障がい」を使わず「症」を使うようになった。今回の話は、各障がいの平均的な症状と基本的な対応方法なので、一人ひとりの個性や状況で変わるという前提で、「統合失調症」「うつ病」「強迫症」「発達障がい(知的発達症・限局性学習症・自閉症スペクトラム・注意欠如多動症)」などについて、解説頂きました。



支援者のストレス対処法として「おしゃべり(言語化)」「切り替え」「睡眠」が大事で、ストレスの防衛方法は「一人で抱え込まない」「できない約束はしない(自分の限界の把握)」「世話を焼き過ぎない」「情報共有(カンファレンスに参加)」「自分の気持ちの自覚(逆転移)」がある、利用者との距離を適切にとることが大切など、支援者へのアドバイスも頂きました。

会場からの質問にもお答えいただき、謎だった利用者の行動への理解が進んだようです。

### 3時限目

ディスカッション「**どこが境目?利用者の“ニーズ”と“わがまま”**」 司会: 弁護士 相川 裕さん

最初の発言者上杉桂子さんから、「支援者からよく『どこからわがまままで、どこからがニーズかわからない』と質問される。相手の状況を理解した上で自分の要求を通そうとするのが我ままとすると、職員が忙しい時など利用者の要求を「分かっているけど勘弁してよ」ということがあり、我ままは利用者よりも支援者の側に多いのではないかと。要求に対する準備が無いので我ままとされてしまうようだ。ニーズに対する準備が必要」と、テーマの説明と意見がありました。



2番目の発言者江崎康子さんは「意思の表出が少ない利用者のオンブズマン活動が多いので、我ままと感じたことはない。長時間話す24時間携帯電話による相談でも、相談者には理由があり午前2時でも我ままとは言えない。ニーズ(needs)は支援者側の概念で、利用者の想い(wish)と要求(demand)は利用者の意思の表出なので大事にしたい」と話しました。

3番目は施設側からということで翔の会の松永徹さんから「現場で『ニーズか我ままか』という話は聞いたことが無い。児童の発達支援を行っている、『あれをやりたいこうしたい』という本人の自我が、主体的に生きていくための成長に欠かせない。むしろ我ままを大切にしたい」という発言がありました。



それから会場全体のやり取りになり、最後に、Sネットと翔の会は、「意思決定支援が大事」という価値観を共有し協働するという結論になりました。

それから会場全体のやり取りになり、最後に、Sネットと翔の会は、「意思決定支援が大事」という価値観を共有し協働するという結論になりました。

### 4時限目 「支援された意思決定」 講師: 教授 高山 直樹さん

意思決定支援には、意思決定の前提となるアプローチが必要で、分かりやすい情報の提供や意思表出支援があり、何でも言える関係性が大事。良く知った知り合いよりも、ちょっとした知り合い、社会的つながりが弱い相手(弱い紐帯)の方が自分の意見を言いやすいということがある。家族、職員など日常の生活で結びついている「強い紐帯」の人より、ボランティアやちょっとした仲間や友人が意思表出に大きな役割を果たすのではないかと。障がいのある人の「弱い紐帯」となるべく活動をしませんかという呼びかけがありました。



広報53号でお知らせいたしました当法人成年後見支援センター主催の講演会  
**「最期まで自分らしく生きる ~在宅医療の現場から~**」は、  
 成年後見支援センターの機関「WISH! 23号」にて詳しくご報告させていただきます。  
**お楽しみに!**





## 神奈川県オンブズマンネットワーク交流研修会

神奈川県オンブズマンネットワーク交流研修会が、11月8日(木)午後1時から横浜ワールドポーターズ6階で開催され、Sネットからは4名(1名はパネリスト)参加しました。

### 合理的配慮と意思決定支援

和泉短大教授の鈴木俊彦さんの講演から始まりました。福祉サービス事業者の二つの責務として、合理的配慮の提供と意思決定支援の実施があり、根拠となる法律、ガイドラインの説明がありました。自己決定の尊重の原則の中では、「職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重」という支援者の姿勢についての話がありました。また、障がい者が社会から「自立した権利の主体」として認められるための努力が当事者、家族、専門職、市民にも必要だと話をまとめられました。



引き続き鈴木俊彦さんはパネルディスカッションのコーディネーターをされ、「当事者の合理的配慮を求める力をエンパワーするオンブズマン活動」という題目で4人のパネラーがそれぞれのオンブズマン活動の紹介、課題、展望を話しました。Sネットからは江崎康子さんがパネラーとして登壇。KWネットは県西2市8町、Yネットは横浜、eネットは県央東4市からで、地域性、オンブズマン活動の歴史・内容の説明があり、それぞれ特色がありました。「当事者をエンパワー」するオンブズマン活動という点では、Sネットが事例を紹介しました。また、Yネットが、以前は「施設側とよくケンカしていた(糾弾型)」から、現在は協働型になっていると話されました。



引き続き鈴木俊彦さんはパネルディスカッションのコーディネーターをされ、「当事者の合理的配慮を求める力をエンパワーするオンブズマン活動」という題目で4人のパネラーがそれぞれのオンブズマン活動の紹介、課題、展望を話しました。Sネットからは江崎康子さんがパネラーとして登壇。KWネットは県西2市8町、Yネットは横浜、eネットは県央東4市からで、地域性、オンブズマン活動の歴史・内容の説明があり、それぞれ特色がありました。「当事者をエンパワー」するオンブズマン活動という点では、Sネットが事例を紹介しました。また、Yネットが、以前は「施設側とよくケンカしていた(糾弾型)」から、現在は協働型になっていると話されました。

### グループ討議

10グループに別れ、1グループは8~10名。

各グループにはオンブズマンが2~4名、施設側から施設長、職員、協力員等が参加しました。進行担当者が各グループに沿った事例検討をしましたので、事例三つの討議内容には濃淡がありました。事例1では(警察が絡むような)他者とのトラブル、事例2では入所施設からグループホームに移りたいという本人の意向と家族の反対、事例3では入所施設からグループホームに移ったが、本人の希望で元の入所施設に戻り、再びグループホームに戻りたいと訴えている例。時間の関係で一部のグループの討議内容発表でしたが、「あきらめではなく、可能性を探る」という鈴木俊彦さんのまとめの言葉は印象に残りました。

(武山)

## 賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。

賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員会費
  - ・個人 年額 一〇 1,000円 (一〇以上)
  - ・法人 年額 一〇 5,000円 (一〇以上)

◇ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号：00210-9-75496

口座名義人：NPO法人 Sネットオンブズマン

